



第1回

那智勝浦町 宿泊税検討委員会

説明資料

令和8年6月29日 那智勝浦町宿泊税検討委員会

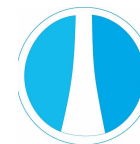


本会議の目的、検討経緯

人口減少等の課題が深刻化する中、交流人口を拡大し、地域経済を活性化させる観光振興の重要性が増しています。世界遺産、生まぐろ、そして温泉といった世界に誇る観光資源を有する那智勝浦町においても、これらを次代へ引き継ぎ、さらに磨き上げていくための新たな観光財源の確保が急務となっています。

こうした中、本年度より新たな観光施策の財源として、宿泊税の導入に向けた検討を開始いたしました。

本検討会では、那智勝浦町の未来を創造するため、慎重かつ有意義な議論を重ねてまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、本町の持続可能な観光まちづくりに向け、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。



本会議の目的、検討経緯

当町における現在までの宿泊税検討の経緯

年 月	内 容
R7.3	那智勝浦町議会 第1回定例会
R7.5	白浜町視察
R7.6	那智勝浦町議会 第2回定例会
R7.12	岐阜県高山市、下呂市、三重県鳥羽市 視察
R8.5	和歌山県市町村課、税務課、観光振興課との協議
R8.5	那智勝浦町民宿組合への説明会
R8.6	第1回検討委員会開催

◆ 町議会における一般質問の状況

□ 令和7年3月議会

Q. 観光振興活性化のためには宿泊税の導入を検討すべき。

A. まずはこれから研究を進めてまいりたい

□ 令和7年6月議会

Q. 宿泊税に対する当町の考えは。

A. 和歌山県や白浜町などで導入が検討されていると聞いており、本町でも研究中。

Q. (導入検討自治体よりも)先行していけるよう頑張っていたきたい。



本資料の構成

I. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状	・・・・・・・・・・ P. 5
II. 財源確保手法の検討	・・・・・・・・・・ P. 16
III. アンケート調査	・・・・・・・・・・ P. 27
IV. 今後のスケジュール	・・・・・・・・・・ P. 30



I. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状

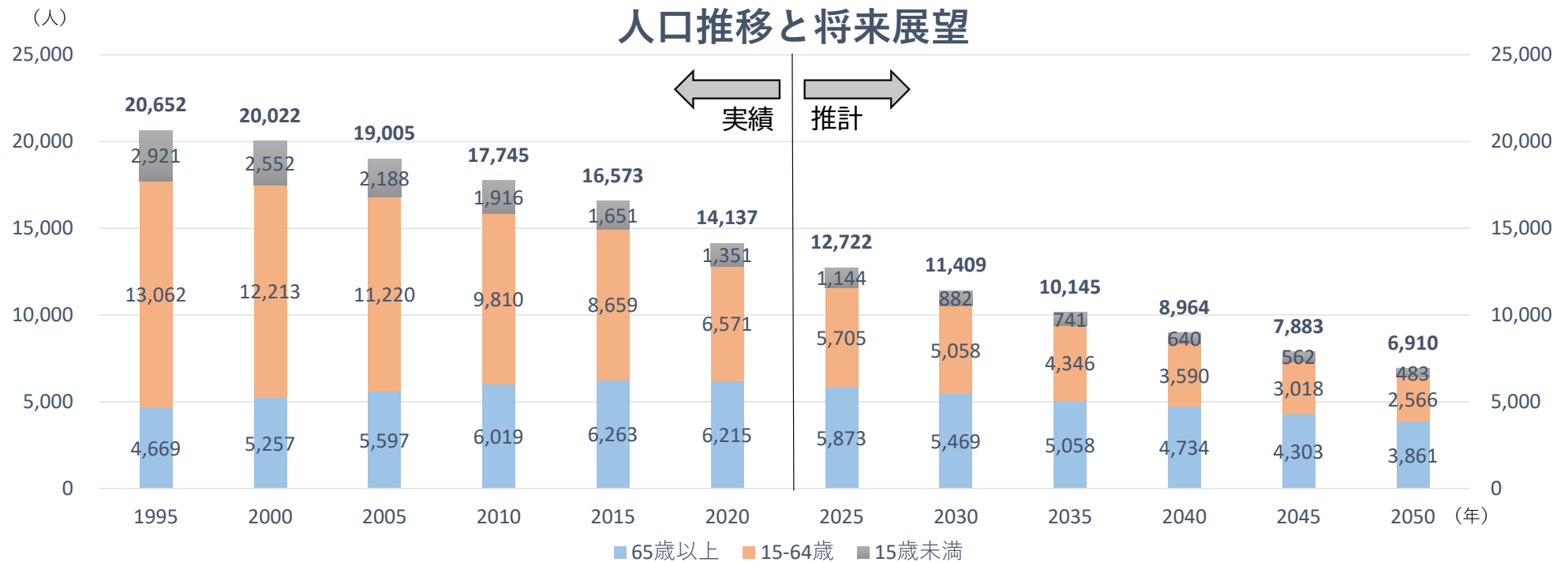
II. 財源確保手法の検討

III. アンケート調査

IV. 今後のスケジュール

1. 那智勝浦町の人口

- ・ 那智勝浦町の総人口は1955(昭和30)年の26,645人をピークに減少している。令和8年基準による推計人口では、2050(令和32)年に6,910人となり、2020(令和2)年比の48.8%となる。
- ・ 2050(令和32)年における生産年齢人口(15-64歳)は、2020年比の39.0%、年少人口(15歳未満)は35.7%となり、4割を割り込む。

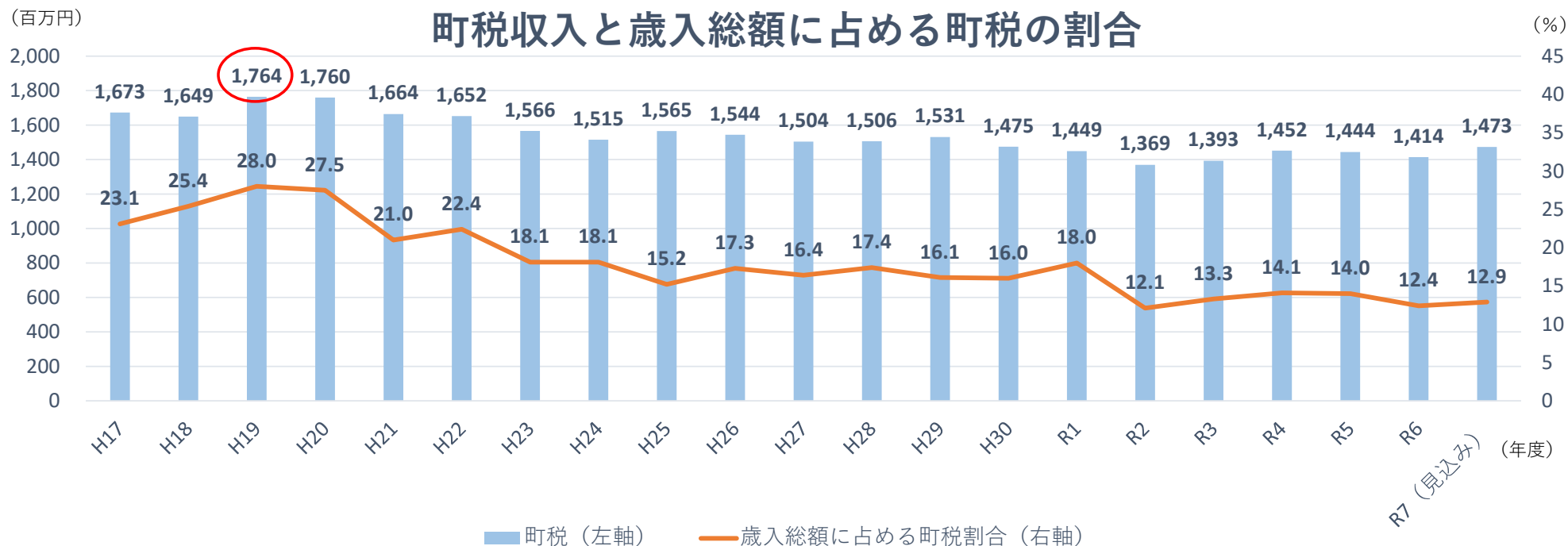




I. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状

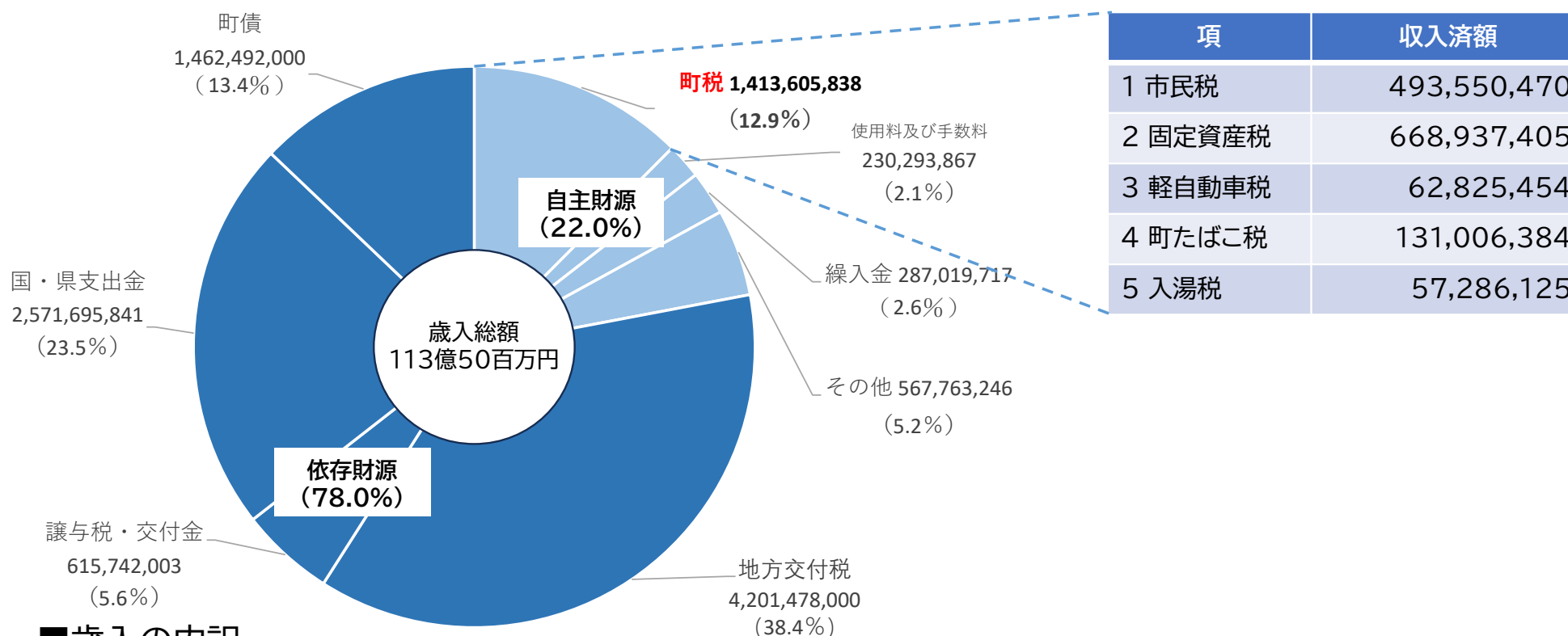
2. 歳入及び町税収入の推移と見込み額

- 町民税や固定資産税等から構成される「町税」は、グラフ上の平成19年の17億円超をピークに、ゆるやかに減少傾向にある。また、歳入の総額に占める町税の割合も減少傾向にある。
- また、今後は生産年齢人口(15-64歳)の減少に伴い、町税収入は減少することが見込まれている。これは自主財源の減少につながる。



(参考)町税の内訳と自主財源

■町税の内訳



自主財源:町税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入

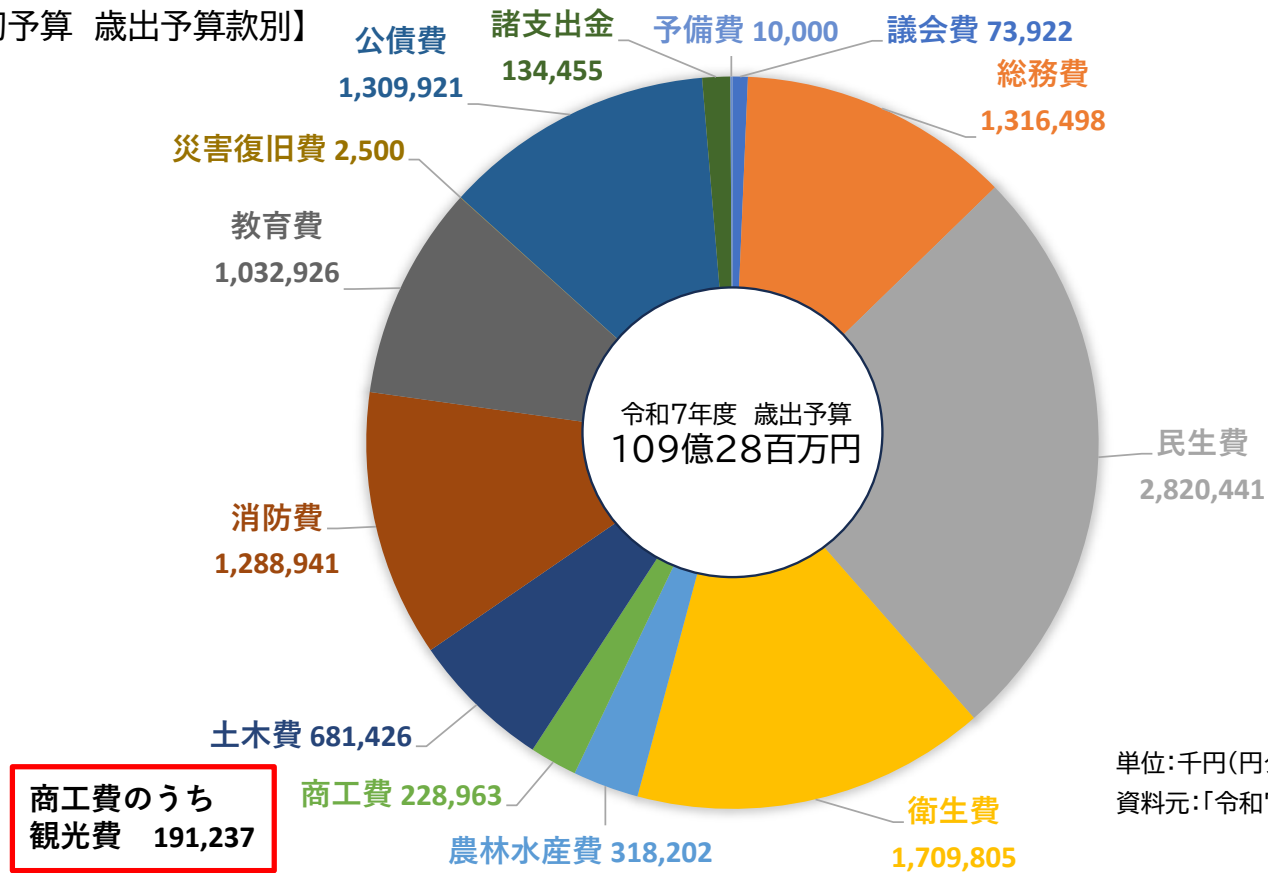
依存財源：地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債、各種交付金

I. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状

3. 歳出に占める観光の割合

- 令和7年度的那智勝浦町当初予算における歳出予算額は109億2,800万円となり、うち、観光費(観光関連事業に関する事業支出)は1億9,100万円である。

【令和7年度 当初予算 歳出予算款別】

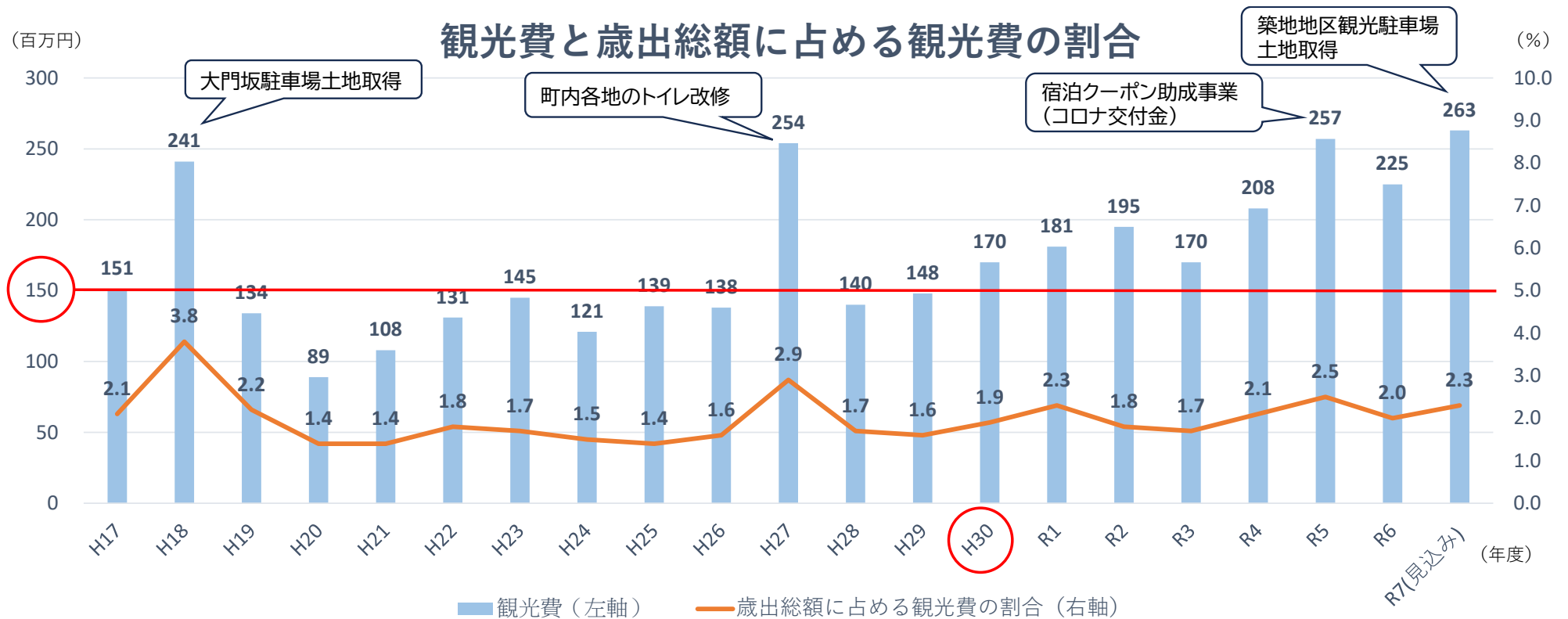


単位:千円(円グラフの歳出予算款別の数値)

資料元:「令和7年度当初予算説明資料」【那智勝浦町】より

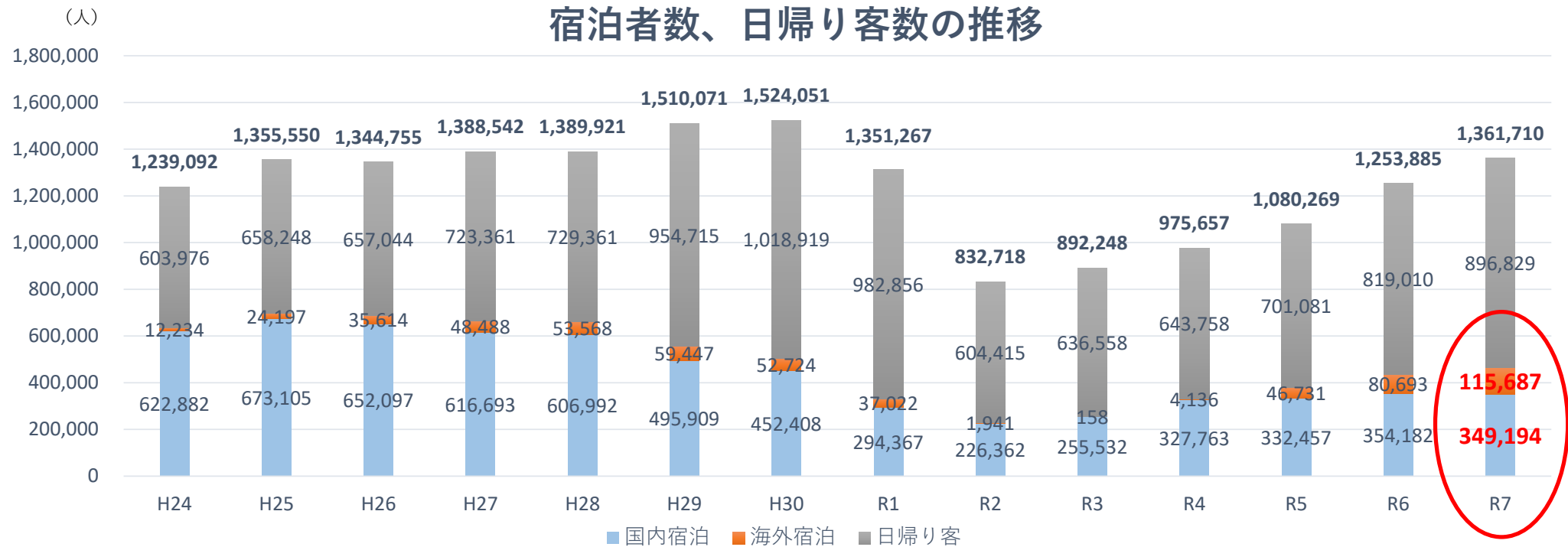
4. 観光費の推移と見込み額

- 那智勝浦町における観光費(観光関連事業に関する事業支出)は、平成18年度、27年度、令和5年度などで一時的な増額はあるものの、平成30年度からは1億5,000万円を超え、増加傾向にある。



5. 宿泊者数、日帰り客数の推移

- コロナ禍で落ち込んだ観光客数(宿泊者、日帰り客)は回復傾向にある。
- 令和7年の宿泊者数は46万人を超え、そのうち、海外からの宿泊者数は11万人を突破した。





I. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状

6. 観光振興上の課題

• 清掃・ごみの処理

- 観光客数の増加は、ゴミの増加を伴う。野生動物(ネコ、ネズミ)が荒らす、あるいはポイ捨ても増加し景観を損なう。
- 観光客が家庭用ゴミ集積所にゴミを捨てるケースが発生し、地域住民の不満につながる。

• トイレ、駐車場などの維持管理・修繕

- トイレなどの利用回数が増加し、通常よりも早いサイクルで修繕・清掃が必要になる。
- バリアフリー化されていない古い施設が、多様な客層の受け入れを阻害する。

• 多言語対応、受け入れ環境

- 公共交通機関の乗り方、施設の利用規則、緊急時の連絡先が多言語化されていない。
- 入浴マナーや食事の注文・会計ルールなどの周知不足によるトラブル。

• 自然災害に対する観光危機管理(観光防災)

- 地震や津波発生時、地理に不慣れな観光客がパニックになり、避難場所への誘導がスムーズにいかない。
- 多言語での緊急速報や避難指示が即座に届かない。
- 災害により交通網が遮断された際、観光客が長時間取り残される「帰宅困難者」問題。

• 自然・景観・文化遺産

- 踏み荒らしによる環境破壊。
- 観光客の食べこぼし等により、野生動物が人里に近づき、生態系や観光客の安全が脅かされる。

7-1. 那智勝浦町における観光振興の取組

■ 那智勝浦町長期総合計画

第11次那智勝浦町長期総合計画、第3期総合戦略

【基本目標Ⅳ 活気と潤いを感じられるまち】

- ▶ 目指す方向：「多くの観光客が豊かな自然や歴史・文化に触れ、何度でも訪れたくなるまち」
- ▶ 施策の方向：(1)持続可能な観光地域づくりの推進

総合計画、総合戦略上の観光施策を推進するうえで、土台となる事業

おもてなし条例(仮)の制定

那智勝浦観光機構の施策の推進

- (機構が取り組む重点方針の一例)
- 誘客プロモーションの強化
 - 観光コンテンツの造成、磨き上げ
 - DMO体制の強化

宿泊税導入の検討

- 観光振興を図るための財源として、宿泊税導入の検討を行う



I. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状

7-2. 那智勝浦町における観光振興の取組

- 大門坂駐車場のリニューアル整備
- 街なみ環境整備(紀伊勝浦駅前ロータリー整備)
- 観光トイレの充実
- 紀伊勝浦駅の利活用
- 観光地の魅力向上(バリアフリー化、無電柱化、多言語対応 等)
- 観光資源の保全(世界遺産、観光施設 等)
- 観光マーケティング調査、観光分析



I. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状

8. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状のまとめ

- 人口減に伴い、今後も町税収入は減少していく見込み。
- 町の自主財源が減少すると、依存財源の割合が大きくなる。
- 自主財源割合の小さい町は、財政運営上の裁量権が低下し、独自施策を打てる幅が狭くなる。
- 一方で観光客数は回復傾向にあり、観光客の満足度向上を図り、より良い観光地とするための施策が必要。
- 町の景観の美化や交通事情の改善など受入体制の整備は、観光客の満足度向上を図るとともに、地域住民の生活環境の向上にもつながる。



I. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状

II. 財源確保手法の検討

III. アンケート調査

IV. 今後のスケジュール

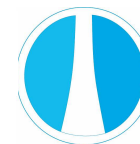
Ⅱ. 財源確保手法の検討

1. 地方自治体における自主財源の種別

種類	内容	主な事例	安定性・継続性	受益と負担	収入規模
地方税	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的をもって、その課税権に基づき賦課・徴収するもの	・ 宿泊税 ・ 環境協力税	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定のうえ負担を求めることが可能	一定規模の確保が可能
分担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な費用に充てるため、特に利益を受けるものから、その受益の限度に置いて徴収するもの	・ 土地改良事業分担金	安定的だが継続的な確保が困難	受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある	規模は限定的
負担金	①法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの ②財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの	・ 道路に関する工事の実施に伴う負担金			
使用料	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの	・ 道路占有料	安定的・継続的な確保が可能		
手数料	特定の者に提供する役務に対し、その対価として徴収するもの	・ 戸籍住民登録手数料			
寄付金	無償で金銭その他の財産を供与するもの	・ ふるさと納税	安定的・継続的な確保が困難	受益者が必ずしも負担する必要はない	一定規模の確保が可能

資料元：福岡県観光振興財源検討会議資料を基に作成

▶ 安定的・継続的に必要となる収入規模を確保できる「地方税」が妥当と考えられる



Ⅱ. 財源確保手法の検討

2. 地方税種別一覧表

	普通税(使途が特定されていない)		目的税(使途が特定されている)	
	道府県税	市町村税	道府県税	市町村税
法定税 (地方税法上、地方団体が「課するものとする」と認知されている税)	道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 など	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 など	狩猟税	入湯税 事業所税
法定任意税 (地方税法上、地方団体が「課することができる」規定されている税)			水利地益税	都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税
法定外税 (地方税法に定める税目以外で、地方団体の条例に基づき課する税)	例) 核燃料税 (福井県ほか)	例) 歴史と文化の環境税 (太宰府市)	例) 宿泊税 (大阪府ほか)	例) 宿泊税 (京都市ほか)

資料元: 福岡県観光振興財源検討会議資料及び総務省資料を基に作成

- ▶ 地方税の種別のうち地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができ、財源の使途を観光振興に限定できる「法定外目的税」が妥当と考える。



Ⅱ. 財源確保手法の検討

(参考)他自治体における自主財源確保事例

	名称	自治体名	納税義務者	税額	用途
法定外普通税	別荘等所有税	熱海市(静岡県)	別荘等の所有者	年650円/㎡	生活関連施設(ごみ処理、し尿処理、上下水道の整備) 安心、安全のための消防はしご車、救急車の整備
	歴史と文化の環境税	太宰府市(福岡県)	一時有料駐車場の利用者	二輪50円/回 乗用車100~500円/回	歴史的文化遺産の保存活用事業 来訪者への「おもてなし」事業 環境負荷削減事業等まちづくり
	乗鞍環境保全税	岐阜県	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	300円~3,000円	乗鞍地域の環境保全施策 ・乗鞍環境事前保護員活動、獣害対策研究過活動 ・環境影響評価調査、乗鞍シラビソ等立ち枯れ状況調査
	宮島訪問税	廿日市市(広島県)	船舶で宮島を訪問(入域)する者	100円/回 または 500円/回	○発生・増幅する行政需要に対応する取組 ・トイレや休憩スペース、公園、道路などの環境整備 ・新たなニーズや魅力に対応した受け入れ環境の整備 ・災害等の非常時における訪問者の安全・安心の確保 ○将来の負荷を軽減・予防する取組 ・観光の質の向上を図る取組 ・持続可能な観光地域づくりのマネジメント
法定外目的税	遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	遊漁行為を行うもの	200円/回	環境の保全、環境の美化 駐車場、公衆便所、河口湖畔周辺道路等施設の整備
	環境協力税	伊是名村 伊平屋村 渡嘉敷村	旅客船等により入域する者	100円/回	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備
	美ら島税	座間味村			
	宿泊税	7都道府県 39市町村	宿泊施設に宿泊する者	100~10,000円/泊 2.0%	観光の振興を図る施策 ・受け入れ環境の整備 ・効果的な情報発信 ・市町村観光振興施策への支援 等 ・観光資源の魅力向上 ・観光振興の体制強化



Ⅱ. 財源確保手法の検討

3. 観光振興財源を負担する対象

- 地方公共団体が「地域の秩序を維持するために提供する様々な公共サービス」や「国内外の観光客の受け入れに向けた環境整備等にかかる財政需要の財源を確保するため」、その恩恵を享受し安心して観光に訪れることができることを踏まえ、応益原則に沿って受益に応じた負担の一部を観光客に求めるものとして整理することができる。

資料元：福岡県観光振興財源検討会議資料を基に作成

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉性	日常利用との区別	行政コスト	年間規模
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	容易	一定程度可能	中	
入域	県内への入域行動	入域手段が多岐にわたり、補足が困難	困難	膨大	
交通機関利用	鉄道の利用	容易	困難	小	
	路線バス利用	容易	困難	小	
	観光バス利用	完全な補足は困難	区別が容易	小	
	タクシー利用	容易	困難	小	
	飛行機利用	容易	困難	小	
	船舶利用	容易	困難 ※クルーズ船は容易	小	
駐車場	有料駐車場の利用	容易	困難	大	
飲食	飲食店での飲食行為	容易	困難	膨大	
おみやげ購入	土産品店等での土産品購入	容易	困難	膨大	

- ▶ 課税対象である観光行動のうち捕捉性が高く、住民との日常利用との区別がつきやすく、行政コストが比較的少ない「宿泊」行為への課税が妥当と考える

▶ 財源確保の手法として「宿泊税」を想定して検討を進めていく。



4.各地で導入が進む背景 ～観光財源として宿泊税導入を推進する理由～

(1)税としての特性

- 協力金と異なり、税として徴収できる強制力がある。
- 条例で用途を定めることにより、受益と負担の関係を明確にできる。

(2)宿泊税の利点

- 課税客体(宿泊者の宿泊行為)が明確であり、公平性も担保できる。
- 担税力が期待でき、一定規模の税收確保が安定的に見込める。
- 宿泊者と事業者の理解を得ることで、確実に徴収することができる。
- 導入事例が積み重ねられており、制度設計の見通しがつきやすい。

Ⅱ. 財源確保手法の検討

(参考)各自治体の導入状況

状況	都道府県	市区町村
導入済み自治体	北海道(2026.4) 宮城県(2026.1) 東京都(2002) 長野県(2026.6) 大阪府(2017) 広島県(2026.4) 福岡県(2020)	北海道: 倶知安町(2019)、ニセコ町(2024)、赤井川村(2025) 札幌市、函館市、小樽市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、洞爺湖町、富良野市、小清水町、音更町、新得町、留寿都村、占冠村(以上、2026.4) 青森県: 弘前市(2025) 宮城県: 仙台市(2026.1) 神奈川県: 湯河原町(2026.4) 石川県: 金沢市(2019) 長野県: 松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村(以上、2026.6) 岐阜県: 高山市(2025)、下呂市(2025)、岐阜市(2026.4) 三重県: 鳥羽市、志摩市(2026.4) 京都府: 京都市(2018) 静岡県: 熱海市(2025) 愛知県: 常滑市(2025) 島根県: 松江市(2025) 福岡県: 福岡市(2020)、北九州市(2020) 長崎県: 長崎市(2023)
今後導入予定の自治体	<u>和歌山県(2028.6)</u>	栃木県: 那須町(2026.10) <u>和歌山県: 白浜町(2026年中)</u> 熊本県: 熊本市(2026.7)
条例制定済み総務省協議中	沖縄県	沖縄県: 石垣市、宮古島市、本部町、恩納村、北谷町
検討中	千葉県 三重県 香川県 長崎県 大分県	千葉県: 千葉市、館山市、木更津市、成田市、鴨川市、浦安市 南房総市、鋸南町 香川県: 土庄町、小豆島町、琴平町 長崎県: 雲仙市 大分県: 別府市

令和8年6月現在、
7都道府県39市町村が
導入済み

Ⅱ. 財源確保手法の検討

(参考)導入済み自治体の事例

	東京都	大阪府	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	熱海市	下呂市	鳥羽市
施行年月日	H14.10.1	H29.1.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R7.4.1	R7.10.1	R8.4.1
目的又は使途	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる	大阪が世界有数の国債として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	ランドマークや駅舎整備による受入環境の充実、観光資源の魅力増進、情報発信、その他地域社会の発展に貢献し持続的な観光振興を図る施策に要する費用	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の市民生活と調和した持続可能な観光まちづくりの施策に要する費用
税率(方式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定額(段階式)	定率	定額	定額(段階式)	定額	定額(段階式)	定額
税率(水準)	1～1.5万:100円	0.7～1.5万:100円	2万未満:200円	2%	200円 福岡市、北九州市: 50円 上記以外の市町村: 100円	2万未満:150円	200円	0.5万未満:100円	200円
	1.5万～:200円	1.5万～2万:200円	2～5万:500円			2万～:450円		0.5万～:200円	
		2万～:300円							
課税対象施設	ホテル、旅館	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊、特区民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊	ホテル・旅館・簡易宿泊所、民泊
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
課税免除	なし	なし	なし	修学旅行等学校行事参加者(引率含む)、職場体験児童等	なし	なし	小学生以下、修学旅行等学校行事参加者、災害避難者	小学生以下、修学旅行等学校行事参加者(引率者含む)	なし
報償金等	2.5%(5年3%) 最大100万	2.5%(5年3%)	2.5%(5年3%) 加算措置あり 最大100万	2.5%(5年3%)	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%(5年3%) 追加加算あり 最大200万	2.5%(5年3%)	2.5%(3年3%)	2.5%
税収見込み	14億	20億	7億	4億	15億	18億	6億	2億	2億
備考		税率、免税R1改正							

Ⅱ. 財源確保手法の検討

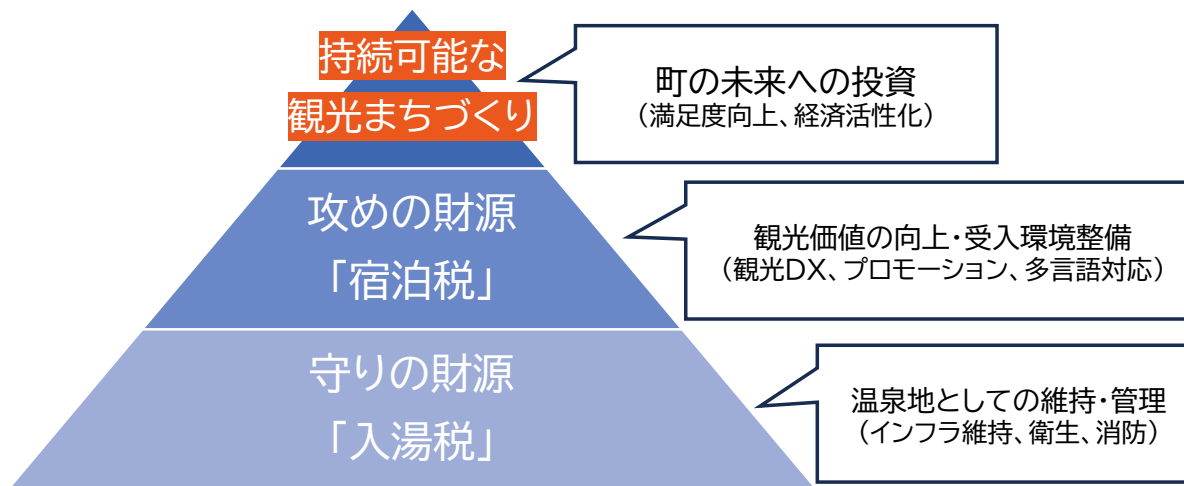
(参考)入湯税との整理

	宿 泊 税	入 湯 税
課税の義務・任意性	自治体の任意（独自の判断で導入） 地域の実情に応じて、導入するかどうかを自治体が自由に判断できる。	原則として課税の義務（必ず課する） 地方税法上、「鉱泉浴場（温泉）が所在する市町村は、入湯税を課するものとする」と規定されており、温泉がある自治体は原則として必ず課税することになっている。
税の種類	法定外目的税 （地方税法に規定がなく、 自治体が独自に条例を定めて 総務大臣の同意を得て新設する税）	法定目的税 （ 地方税法にあらかじめ規定 されており、全国共通の枠組みが定められている税）
課税の対象	ホテル、旅館、民泊などへの宿泊行為	温泉（鉱泉浴場）への入湯行為 （宿泊だけでなく、日帰り入浴も対象）
負担する人	宿泊客	入湯客
税率の目安	1泊1人あたり 100円～500円程度 （宿泊料金に応じた段階制、または一律定額。自治体により異なる）	標準税率は1人1日 150円 （自治体の条例により、日帰り客の減免や免税措置などの調整が可能）
主な用途	・観光振興、プロモーション活動 ・観光インフラの整備、景観保護 ・受入環境の整備（多言語対応、Wi-Fi整備など）	・環境衛生施設の整備 ・鉱泉源の保護管理 ・消防施設や消防活動の整備 ・観光の振興（観光機構・DMO等への補助など）
徴収方法	特別徴収 （宿泊施設が宿泊客から徴収し、自治体に一括して納税）	特別徴収 （温泉施設が利用客から徴収し、自治体に一括して納税）

Ⅱ. 財源確保手法の検討

(参考)宿泊税と入湯税の「役割分担」に関する考え方

➤ 税の役割分担(イメージ図)



比較項目	入湯税	宿泊税
主な対象	温泉利用者(日帰り含む)	宿泊者全般
税の目的	温泉地としての維持・管理	観光の質の向上、交流人口の拡大
予算の使途	衛生施設・保護・消防活動	受入環境整備・誘客・情報発信
導入の意義	観光地の「維持」	観光地の「発展」

- 税の役割がそれぞれ異なり、2つが揃うことで初めて持続可能な観光地が維持され、発展する。
- 入湯税を減額し宿泊税を導入しても、財源の総額は変わらず、本来必要な「温泉地の維持」がおろそかになり、観光地としての基礎体力が低下する。

Ⅱ. 財源確保手法の検討

5. 宿泊税導入検討にあたっての論点(案)

(1) 宿泊税導入の妥当性

- ① 観光財源として宿泊税を導入することが適当か
- ② その他の観光関連財源(入湯税)との関係

(2) 導入する場合の宿泊税の内容

- ① 税の使途
- ② 税の内容

ア	定率、定額	定率、定額か。定額にした場合、額を一律とするか否か
イ	税の水準	定率、定額の水準はどのくらいが適当か
ウ	対象施設	対象施設(宿泊施設)の範囲
エ	納税義務者	対象者の範囲(免税点、課税免除の設定の取り扱い)
オ	その他	特別徴収義務者(宿泊施設)への対応(報償金等)



1. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状
2. 財源確保手法の検討
3. アンケート調査
4. 今後のスケジュール



1. 宿泊事業者アンケートの実施概要(案)

- ① 実施時期：7月～8月の予定
- ② 対象者：市内宿泊事業者(民泊等含む)
- ③ 実施方法：依頼状並びに調査票を郵送(一部メール)
依頼状に記載のQRコードによりWEB画面で回答(FAXやメールでの回答も可)
- ④ 実施目的：市内宿泊事業者の宿泊税に対する意見を把握し、導入検討の参考とする。
- ⑤ 調査内容：15問程度を想定
 - ・宿泊事業者への基礎的な質問(施設の種別、規模等)
 - ・今後の那智勝浦町の観光振興に求めること
 - ・宿泊税への認知度、導入による影響、税額の仕組み
 - ・宿泊税の使途への要望
 - ・宿泊税の税額
 - ・自由記述



2.観光客アンケートの実施概要(案)

- ① 実施時期：7月～8月の予定
- ② 対象者：町内観光客(200人～300人程度)
- ③ 実施方法：那智山青岸渡寺、那智大社、大門坂、にぎわい市場 等で観光客に対面形式で調査
(那智勝浦町観光客実態調査の設問として聞き取り調査)
- ④ 実施目的：那智勝浦町に来訪している観光客に宿泊税についての意識を調査する
- ⑤ 調査内容：認知度、税額、導入後の来訪、使用用途 等



1. 那智勝浦町の観光を取り巻く現状
2. 財源確保手法の検討
3. アンケート調査
4. 今後のスケジュール

IV. 今後のスケジュール

1. 検討委員会の今後の予定

第1回（6月29日）

検討、報告内容（方向性の検討）

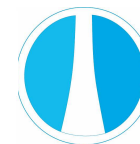
- ・ 宿泊税に関する勉強会
- ・ 宿泊事業者アンケート内容の共有
- ・ スケジュール共有
- ・ 意見交換

第2回（8月4日予定）

検討、報告内容（税制・用途目的の整理）

第3回（10月予定）

検討、報告内容（詳細調整・報告書）



2.導入までのスケジュール(案)

年 月	内 容
R8.6	第1回宿泊税検討委員会
R8.7	宿泊事業者説明会
R8.7～8	宿泊事業者向け、観光客向けアンケート調査
R8.8	第2回検討委員会開催（税制、使途目的整理）
R8.8～9	宿泊税導入パブリックコメント
R8.10	第3回検討委員会開催（詳細調整、報告書）
R8.10	宿泊税検討委員会委員長から町長へ報告書を提出
R8.12	宿泊税条例案を議会に上程
条例制定後	総務省協議
R9～	周知広報、導入準備



宿泊税の導入